

北小路家文書について

京都市北区大宮南田尻町五三番地所在の医師、北小路博央氏は、室町幕府に仕官していた産科の医者安芸氏に関する古文書若干を伝来、所蔵しておられる。この文書は永らく一般には知られていなかったが、先日、京都市在住の医学史研究家守屋正氏によって発見され、同氏がその鑑定を林屋辰三郎氏に仰がれたという経緯もあって、たまたま筆者が室町幕府に関する文書を蒐集しているという関係から、この紙面をお借りしてこの珍しい新史料を紹介させて頂くことになった。安芸氏の関係史料として北小路家に伝わった文書は、(A)文書十七点、(B)『御産所日記』三卷(『群書類従』武家部所収本と同一)、(C)古文書二十一点の写本(うち六点は『群書類従』本「御産所日記」の奥書に引用されている)、の三部から成っている。(B)は良質の写本で、一部群書類従の誤脱を補

今 谷 明

訂できる点もあるが、本稿では割愛させて頂き、主として(A)、(C)中から編年順に古文書を紹介したい。『御産所日記』と安芸氏については、宮嶋(旧姓満田)栄子氏「御産所日記の一考察」(史窓二七号)という好短編があるので参照されたい。なお、安芸氏と北小路家との関係は現在のところ管見では明らかでないが、(C)の奥書に、

右北小路越前介貞陳家伝来之文書密々令書写畢、

文化五年戊辰七月

正五位下

玄蕃権助紀生静

(花押)

とあって、江戸後期には既に北小路家に所蔵されていたことを附言しておく。

一、後円融天皇綸旨案

高辻朱雀巷所三段事、管領不可有相違之由天氣所候也、仍執達如件

康暦三年正月廿五日

（宿願寺家房カ）
勘解由次官（花押影）

謹上

前式部少輔殿

二、小河坊城家雜掌貞助奉書

御知行下地之外巷所高辻朱雀東頼、巷段小者五条之間也、自先々于今所役無沙

汰之由承候、其分不可有相違者也、仍執達如件

文明十八
十月廿七日

小河坊城雜掌
貞助（花押）

五条殿御雜掌

三、五条為学書狀案

高辻朱雀巷所三段事、帶（者カ）綸旨知行無紛候也、此内巷段大者令

不知行、殘る巷段小者当知行無相違之間、其方へ沽却申候、具

沽券狀調進之候、同相副 綸旨渡申上者、巷段大不知行分事も、

田地并作人等被尋出、三段分可有知行候、然者任約束一行之旨、

為礼物百疋可給候、此外又以後為此方違乱妨之儀、不可申候、

為其如此一筆申候、恐々謹言、

大永五

四月十三日

（安芸）
大膳亮殿

為学（花押影）

四、小川坊城家御教書案

（花押影）

五条殿家領壬生巷所巷段小者、高辻朱雀東頼五条間也、此巷所之事者、先年及兩度被免除申候、所役無其沙汰之由候、然其方

へ限永代御買徳之由、心得申候、然者五条殿へ被任免除之旨、

永代無相違可有御知行之由候也、仍執達如件

大永五
四月廿五日

小川坊城家雜掌
定綱（花押影）

大膳亮殿

五、室町幕府奉行人連署奉書案

城州舞榮寺南田地一段（号目）事、真徳庵帶沽券狀当知行云々、

弥可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件

大永六年三月廿九日

安芸左京亮殿

（清貞春）
筑後守（花押影）
（諏訪長俊）
信濃守（花押影）

六、室町幕府奉行人連署奉書案

洛中高辻朱雀東頼五条間田地巷段小事、帶五条為学卿沽券狀当

知行之上者、弥領知不可有相違之由、所被仰下也、仍執達如件
大永六年三月廿九日

筑後守 (花押影)
信濃守 (花押影)

安芸左京亮殿

七、加茂加賀守伊綱田地証狀案

田中里之内下地式段字 うるすけすう
こはちのうへ 事、雖數年尉作職買德知行、

依有要用其方へ御買得由候、心得申候、於本役者、每年三百五

十文此方へ可有納所候、此外者段錢并料諸公事以下無之、彼尉

壳券狀旨ニまかせ永御知行不可有相違候、仍而為後証狀如件

大永六年八月十九日

かも加賀守
伊綱 (花押影)

大膳助殿御内ちや／＼とのへ

参

八、室町幕府奉行人連署奉書案

安芸刑部少輔貞徳申洛中高辻朱雀東類五条間田地老段小事、帶

証文当知行之處、違乱之族在之云々、以外次第也、所詮早退彼

妨、年貢諸公事物以下、如先々可沙汰貞徳代、若雖為少分於他納

者、可為二重成由、所被仰出之狀如件

天文五
十月卅日

(諏訪)
晴長 (花押影)
(松田)
晴秀 (花押影)

当所名主沙汰人中

九、茨木長隆書狀

壬生巷所田地老段小事、免除申候上者、無相違可有御知行候、

恐々謹言

(押紙)「天文五年」
十月三日

茨木伊賀守
長隆 (花押)

大膳助殿

御宿所

十、茨木長隆書狀

(大)
□炊御門御旧地巷所分事、致用捨上者、不可有相違候、恐々謹

言

十二月廿九日

茨木伊賀守
長隆 (花押)

大膳助殿

まいる

十一、茨木長綱書狀

大炊御 (門河カ) □之角御旧跡敷地畠ニ付而、巷所之儀申候處、御理承

候、心得申候、如先々可有御知行候、恐々謹言

茨 (木平) □左衛門尉
長綱 (花押)

八月二日
(宛所欠)

十二、長盛書狀

猶令申候、五明二本御届目出度候、何も重而令申候、

当春之御吉事、誠重疊、尚以不可有尽期候、仍去年之公用之儀、蒙仰候、旧冬以書狀如申候、在所錯乱不及是非次第共候、然者納所等之事も在所次第二仕候間、少々儀二候つる、雖然公用相調参賀文京進令申候、同茶拾袋進入申候、必々当年ハ丸々可相調候間、目出度公用之儀、京進申候、猶巨細愛多護十穀法印可被申候間、不能一二候、恐々謹言

正月廿一日

長盛（花 押）

大膳亮入道殿
（押紙）
「天文十二」 御返報

十三、室町幕府奉行人連署奉書案

城州買得分桂内田地一所四段半
寺南田地一段・洛中高辻朱雀東類五条間田地一段小事、非分之族令競望云々、以外次第也、早退彼妨、可被全所務之由、所被仰下也、仍執達如件

天文十五年十月九日

（松田頼惠・藤頼）
左衛門尉（花 押影）
（松田晴秀）
前丹後守（花 押影）

（貞像）
安芸左京亮殿

十四、室町幕府奉行人連署奉書

安芸左京亮貞像申知行分城州桂内買得分田地四段半事、
（非分）之

族令競望云々、以外次第也、早退彼妨、年貢諸公事物以下如先々嚴密可沙汰渡貞像代、若於他納者、二重成之上、可被加御成敗由、所被仰出之狀如件

天文十五
十月九日

頼惠（花 押）

当所名主百姓中

晴秀（花 押）

十五、室町幕府奉行人連署奉書

安芸左京亮貞像申知行分城州舞樂寺南買得分田地一段事、非分之族令競望云々、以外次第也、早退彼妨、年貢以下如先々可沙汰渡貞像代、若於他納者、二重成之上、可被加御成敗之由、所被仰出之狀如件

天文十五
十月九日

頼惠（花 押）

当所名主百姓中

晴秀（花 押）

十六、祐真・融長連署書狀

就当年貢之儀、御上使被下候、去年以一書如申候從寺家惣分我等知行分又名田職悉可相落之由、被申候て被取懸、長々及一戰、過分之失墜仕候之間、此方之儀も于今致迷惑候、雖然公用老實文并茶廿袋御帶、等如御狀請取申候、餘左道之至候へ共、

樽之代五十疋進入申候、爰許之樣牀、委細者御使可被^(申之)入候間、
不能一二候、恐々謹言
天文十九
十一月四日

祐真(花押)

融長(花押)

安芸左京亮
御返事

十七、細川國慶書狀案

貴所御知行分事、不可有相違候、在所被註之候可給候、重而折
紙可進之候、尚三上与次郎殿可有演說候、恐々謹言

十月十四日

玄蕃頭(細川)
國慶(花押影)

安芸左京亮殿

御宿所

十八、三好長慶書狀案

一家御相統事、以三ヶ条任親父宗榮讓狀之旨、弥無相違御奉公
尤可為肝要之由候、恐々謹言

九月二日

三好筑前守
長慶(花押影)

安芸大膳亮殿

十九、三好長逸書狀案

^(余脱)
御屋敷事、数代無別御^(余脱)当知之由候、弥不可有相違候、自然御用

候者、可承候、恐々謹言

六月廿四日

三好日向守
長逸(花押影)

安芸大膳亮殿

御宿所

二十、松永久秀書狀案

御家御相統事、御親父宗榮任御讓狀旨、筑前守折紙被遣之上者、
弥在樣段、不可有疎略候、恐々謹言

九月廿五日

松永彈正忠
久秀(花押影)

安芸大膳亮殿

御宿所

二十一、室町幕府奉行人連署奉書案

家督以下并知行分等事、对父左京亮祖父宗榮讓与之上者、早相
統之宜被存知之由、所被仰下也、仍執達如件

永祿三年十一月廿一日

^(松用顯隆)
散位(花押影)
^(飯尾龜連)
大和前司(花押影)

安芸竹松丸殿

二十二、融尊・祐真連署奉書

尚々爰元之日損無申計候、樣牀者、此御使可被申候、追
而申候、御使者^(五十疋)錢^(置候)、此外不申候、

御懇札令拜見候、仍就当年真之儀、態御使者被越置、殊生姜円二貝宛并帶二筋宛被懸御意候、別而祝着仕候、隨□当庄日損事之外ニ候□ニ不慮公事辺出来候而藉乱候之□当所務□納候、雖然密々御使被指下候条、当年之分ニ壹貫五百文、嘉例之御樽代五十疋、合貳貫并茶十袋令京進候、恐々謹言

○月十四日

永祿十年卯

融尊（花押）

祐真（花押）

安芸大膳亮殿

御返報

二十三、室町幕府評定衆并奉行人連署奉書

産前産後葉事、有子細、子孫一人伝授段、先祖置文依為分明、御代々御葉調進事旧訖、然号彼葉、猥令沽却輩在之云々、以外次第也、所詮於亮買族者、隨見合可被加御成敗之上者、早可被存知其旨之由、所被仰下也、仍執達如件

永祿十二年二月十八日

（諏訪暗長）
前信濃守（花押）

（根津暗門）
根津守（花押）

安芸大膳亮殿

二十四、室町幕府奉行人連署奉書案

山城国舞樂寺内田地壹段・下桂内四段半・田中里貳段・西松崎

本役錢出之（從武段内）・朱雀五条壹段・居保敷地柳園子并大炊御門町角（金）、（大教）旧跡在之等事、任当知行之旨、弥可被令領知之由、所被仰下也、仍執達如件

永祿十二年七月九日

安芸大膳亮殿

（諏訪暗長）
前信濃守（花押影）
（松田秀雄）
散位（花押影）

二十五、三淵藤英折紙案

壬生之内安芸大膳亮分之事、於当知行者、如有来可納所者也、仍如件

正月廿九日

大和守（三淵）
藤英（花押影）

当所

百姓中

二十六、一色藤長書狀案

為（足利義昭）上意被仰付候、木津猪介分内安芸大膳亮買得分之事、雖存分候、度々蒙仰事候条、以各別不混自余得心申候、被得其意、可被仰伝候、恐々謹言

五月晦日

（二色）
藤長（花押影）

（進土美作守カ）

進作

御返報

二十七、融尊・祐真連署書狀

尚々毎年御上使被下候者、三貫文宛進納可申候、如此候間、相重候へ者、如何候条、可被成其意候、将亦牛玉円・帶兩年之預候間、後年者御上使迄可有御下候、

就公用之儀、御上使被差下、殊嘉例之牛玉円二貝宛并帶二筋宛送給候、懇相届申候、就其、巳午未兩三年之合米九石進納申候、此内二石者御上使江進之候、此九石之金二兩二分渡申候、猶様牀御上使可被申入候間、不能詳候、恐々謹言

(元龜三年)
壬正月廿六日

融尊(花 押)
祐真(花 押)

安芸大膳亮殿

御返報

二十八、祐真・融尊連署書狀
(端書)
「元龜壬申之分」

追而申候、此方之様牀、具ニ御使へ申含候条、定可被仰候、将亦上進申候金ニハ判を仕候間、^(比力)□万無私曲候、^(比力)彼御上使へも米□斗此方ニて参候、已上、

去申之御年貢米、御説使御下向候、則公用調参候、御説使如存知、当年之儀者、彼在所事外無所務仕候、併御懇ニ承候之条、随分馳走申候、黄金苞兩式朱之中御使へ渡申候、此方ニ而米三

石之通ニ而候、必来春者十月中^(下也)□可有御申候、様子御使へ申渡候、并御茶上申候、恐々謹言

十二月十五日

安芸大膳亮殿

御返報

二十九、前田玄以折紙

舞楽寺村仁在之其方買得分毫石三斗五升事、如前々所務不可有相違候、恐々謹言

天正十二
十一月十日

民部卿法印

玄以(花 押)

安芸大膳助殿

御宿所

三十、伝日野富子書狀案

(端書)
「大方殿様御書」

ゆけのしやうしたちの事、申され候ところ、りうんとおほしめし候へとも、てらりやうの御事にて候へハ、きやうふのせうきしんと、思ひ候て、さしをかれ候へハ、御うれしくおほしめし候へく候よし、御所さまよりおほせいたされ候、そのふん心へられ候へと、上さまよりも申候事候、かしく、

（切封）

あきの

きやうふのせうとのへ

三十一、某仮名消息案

所りやうのあんとの事、いたされ候よし申され候、返々めてたく存候、この事へ、御所さま御たんしやうの御ゆるににつき、そのほかたひくの御さん所にてのちうせつにより候て、たひたる御事にて候へく候、いさゝかよのさまたけハ候ましく候、末代までも知行候て、ほうこうを申され候へと、上さまよりおほせられ候、かしく、

（花押影）

大せんすけとのへ

三十二、伊勢貞助書状案

城州西松崎之内坤・下鴨北木津入道先祖買得之田地字松田武段事、為私領之間、依有要用令沽却之条、御買得之旨、承候、尤珍重存候、殊木津威介任令加判沽券状之旨、永可有御知行事肝要候、猶三上大蔵丞可被申候、恐々謹言

十二月十一日

貞助（花押影）

安芸大膳亮殿

御宿所

三十三、久富長徳書状案

下桂御稻分之儀、堅承候之間、相除候、後々年迄無相違可有御知行候、為其一筆申候、恐々謹言

久富橘六

十月十八日

長徳（花押）

大膳亮殿參

御宿所

三十四、姓未詳佐氏書状案

就巷所年貢之儀、従大膳助方被申候趣、委曲承候、然者此儀者、任御下知旨、相違有間敷候、此旨彼方江可被仰届候、尚巨細者、以面可申承候、万取乱儀、不二二候、（能脱力）かしく、

佐氏

近新（御力）旨返事

申給へ

三十五、押小路師村奉書

下桂御稲田年貢米諸公事以下等之事、皆一職仁如先々無相違可

有御知行候、若万一作人違乱之妨在之者、被処罪科、^(密)敲蜜可有其沙汰者也、仍執達如件

卯月廿一日

押小路新大外記

御村(花 押)

安芸左京亮殿

三十六、富森信盛書狀

安芸左京亮殿買得分田中内在之分事、此間雖押置之、以別儀被申合子細候間、如先々彼方へ可有納所者也、恐々謹言、

霜月八日

富森左京亮

行盛(花 押)

当所百姓中

三十七、寛算書狀

如仰当春之御吉事、重疊雖申籠候、猶以不可有尽期候、仍去年彼在所御公用之事、両院ヨリ兎角被申、于今不沙汰不及是非候、去年者彼国公私取乱以外候、可被成其御意得候、只今御一札先以肝要候、其趣御使僧同道申、色々申届候処、去年之上分上被申候、定御本意達間敷候へ共、年始之儀候間、先以目出候、爰元様躰、具此御山伏へ申候間、於其方能々被示合、重而御狀被遣候者可然存候、将亦不寄存知油煙武丁下給候、祝着之至候、諸事重而可申承候条、不能詳候、恐々謹言、

正月廿一日

寛算(花 押)

大膳亮入道殿

御返報

三十八、姓未詳立裔折紙

壬生巷所田地壹段小、永代免許申候、無相違可有御知行候、

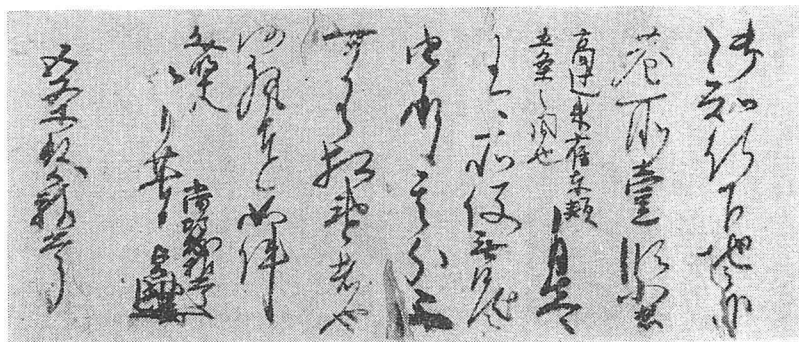
極月三日

立裔(花 押)

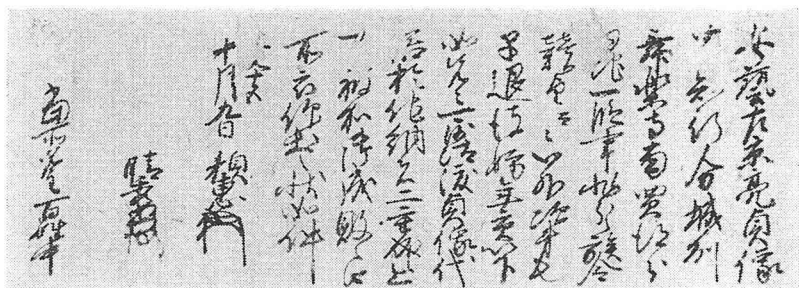
大せん助殿

御宿所

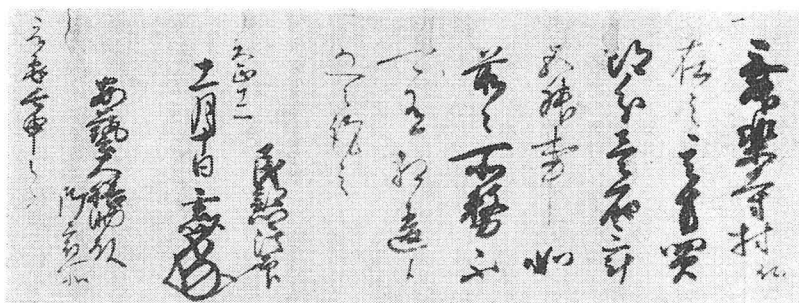
以上三十八点の文書の形状その他伝存状況について簡単に触れておこう。まず(A)は、全文書がやや厚手の和紙によって裏打ちされておこるが、虫損が激しく、さらに全体を別の紙で裏打ちされて一巻の卷子本に仕立てられている。厚手紙の裏打ちはかなり早い時期になされた形跡があり、虫損が原本と裏打ち紙を貫通して進行している点からもそれが推測される。なお折紙はすべて半切されてしまっており、原本の原状を殆んどとどめていないのは惜しまれる。次に(C)であるが、奥書によって文化五年の写本であることは明らかである。ただし、(A)と(C)が相互に全く重複しないこと、および(C)のうち十七〜二十号、および三十一号(本稿の編年番号による)文書が、『群書類従』の「御産所日記」奥書に引用され



(1) 小河坊城家雑掌奉書



(2) 室町幕府奉行人奉書



(3) 前田玄以折紙



(4) 室町幕府評定衆奉行人連署奉書

ているという事実を勘案すれば、(C)全体も元来は一卷(又は二巻)の卷子に仕立てられていたのではないかと推測される。北小路家の目録に「室町殿御産所記三巻、古文書三巻、北小路相模守」とあることは、右の推定を裏書きするものであろう。要するに(C)の原本は、文化五年以後、何らかの事情で同家から流出したものと考えられる。『群書類従』に収録されている「御産所日記」が、北小路家所蔵の原本から採録されたものか、又は流出後の原本から引かれたものか、或いは別の写本から取ったかは、今のところ判定の手がかりに欠けるが、安芸家文書の「御産所日記」が、安芸氏の所領関係文書の原本と共に伝来されていた事実は、同家本「御産所日記」の史料価値を問う上に決定的な意味をもつ。筆者は、結論からいって、北小路氏所蔵「御産所日記」三巻は、編纂時の正本又はそれに近い良質の写本と考える。書体もまた近世をかなり溯る古雅な趣を残している如くである。

次に、個々の文書について若干の気付いた点を参考までに述べておきたい。『雍州府志』『歴世尚薬略伝』その他によれば、安芸氏はもと二条家の諸大夫で、足利義詮夫人紀良子が義満を出産するにさいして、安芸守定が加療した功で尚薬に挙げられ、子孫相承して將軍の典医として仕官したという(以上富士川游氏著『日本医学史』、服部敏良氏著『室町^{安土}桃山^山時代医学史の研究』。そ

の典拠はいずれも近世以降の編纂物で、信憑性に問題のある史料であるが、北小路家文書の三十一号は、右の伝承をばば妥当とするに足りよう。また守定の孫守家が、足利義教室日野重子の産を治して作州弓削荘を贈わったとする『皇国名医伝』の記事も、史料三十号によって裏付けられる。ここに問題は、安芸氏の所領中に、洛中の巷所を含んでいることであろう。巷所の概念規定については、林屋辰三郎氏と馬田綾子氏の間で論争が展開中であり、その建設的發展と成果を期待したいが、本文書の二号以下に収める巷所の新史料は、巷所研究に新たな一石を投じるものと思われる。

二号文書は、左京に於ける巷所に対して、小川坊城家の本所権が発動されたことを示すもので、馬田氏の研究（同氏「東寺領巷所——荘園領主による都市支配の一考察——」日本史研究一九九号）によれば永正末～大永頃にしか所見のなかった小川家の巷所支配に関する明徴であって、職家の左京支配が文明末年まで大幅に溯らせうることになったわけで、同氏の論点とも微妙に交錯してくるものと考えられる。また三号は、五条家が年来知行してきた洛中巷所の一部を安芸大膳亮に売却したにかかるとする請文で、これによって康暦の論旨は五条家に下されたことが判明する。この巷所の買得に伴い、一・二号の文書も五条家から安芸家に移転

されたものと見られる。四号は、本所権をもつ左京職家小河坊城氏が、安芸氏に対して買得安堵、所役免除を保証したもので、馬田氏のいう職家の巷所支配を如実に示す文書である。なお同種の文書が、『本能寺文書』、『熊野若王子神社文書』等に収められている（馬田氏前掲論文）。六号はそれを幕府から買得安堵したものの。また五号は別に真徳庵なる寺院から安芸家が田地一段を購入したのに対し幕府が与えた安堵の奉書で、当時徳政令の頒発（永正八、同十七、大永六年等）に悩まされた荘園領主或いは加地子得分集積者は、争って幕府に買得安堵を求めたのである。なお清貞春の花押がえられた奉書は管見の範囲ではこれと九条家文書しか判明していない。

七号は「耐某」が知行せる愛宕郡田中里の田地が安芸氏に売却されたのに伴い、本役知行者の加茂伊綱が与えた証状で、末尾にある「井料」の記載が珍しい。八号は先に五条家より購入の壬生巷所に対する押妨人の停止を命じたもの。九・十号は細川晴元の奉行人茨木長隆（拙稿「細川・三好体制研究序説」本誌五六卷五号）が、壬生・大炊御門の二箇所を安堵した折紙。ここで注意すべきは「免除」あるいは「用捨」の内容である。晴元政権は山城に段米を課した例があり、これもその守護役系統の課役とも理解できようが、「無相違可有御知行」や「不可有相違」の語句から

考えて、筆者は単なる臨時課役ではなく、闕所↓料所設定という
厳しい処分を免除したことを指すのではないかと考える。反晴元
党の激しい軍事攻勢にさらされていた晴元政権は、不断の軍費調
達のため大規模な所領没収措置を取っており、かの東寺領上久世
庄も一時細川氏に奪われているのである（前掲拙稿）。

十一号の茨木長綱は、『妙頭寺文書』二、卯月廿四日付長綱書
状に「以筋目色々伊賀守申分免除之折帛」とあることから、恐ら
く長隆の一族で又代官であろうと推定される人物。安芸家から出
されていた巷所であるとの主張を承認したもので、巷所であるこ
との由緒が何らかの意味で免除の対象となっている点が注目され
よう。次の十二号と、十六、二十二、二十七、二十八、三十七の
各号は、安芸家が知行していた荘園の現地代官の文書と考えられ
る。「在所錯乱」「京進」「上使」等の記載から見て京都よりかな
り遠隔地の荘園であることが推測され、或いは三十号に出る美作
弓削庄に関するものかとも考えられる。「納所等之事も在所次第」
と現地代官が泣きつく程、戦乱によって年貢の維持は困難である
が、応仁の乱後八十年を経てなお、安芸氏の如き下級公家が、遠
隔地の荘園を曲りなりにも知行していることの意味は大きいとい
わねばならない。この一連文書で注意を引くのは現地との連絡役
『使僧で、十二号では愛宕十穀法印という勸進聖、三十七号では

山伏が使者をつとめており、通信手段の不備な戦国期に彼等の果
した役割の一端が伺がわれて興味深い。

十三～十五号は山城桂・草嶋・舞楽寺の買得田地を幕府が安堵
したもので、この直後に施行された幕府の徳政令との関連で、こ
の安堵が大きい意味を持っているのである。奉者の松田頼恵は、
『伺事記録』（続史料大成）所収の幕府右筆方意見状に名がみえて
いるが、本文書によって従来別人とみられていた松田藤頼（角川
書店刊『日本史辞典』付録「室町幕府諸職表」参照）と花押が全
く一致することによって、頼恵と藤頼は同一人物と判明した。蓋
し頼恵は、天文十五年に足利義藤（のち義輝）將軍就任に伴って
その偏諱を受けて藤頼と改名したのであろう。次の十七号は、反
晴元党の驍將細川国慶（細川氏綱の養子の弟）の安堵状である。
国慶の敗死は天文十六年十月六日である（『東寺過去帳』ほか）か
ら本文書の下限は天文十五年におさえられる。反晴元党の動きが
活発化し、国慶が丹波より入京したのは天文十五年九月廿五日で
『後奈良院宸記』、恐らく十七号の年季は天文十五年と推定して
大過あるまい。

十八、二十両号は一連の文書で、後者は前者の添状である。両
者の官途名および京都に於る政治的地位から考えて天文二十三年
～永祿二年の間と推定される（拙稿「室町幕府最末期の京都支配」

本誌五八巻三号）。十九号は三人衆の筆頭三好長逸の折紙で、年季は永禄八〜同十一年と推定されるが、花押の形状から下限はさらに狭められ、永禄十年を下ることはあるまいと考えられる（同右拙稿）。二十一号は『後鑑』に「古文書載」として引用されている。恐らく『群書類従』からの引用であろう（同右拙稿）。

二十三号は安芸家の本業に関する幕府文書である。//産前産後薬は『雍州府志』に安芸家伝来の秘薬として記されているのみで、従来その存在さえ確認されていなかったが、ここに安芸家が「先祖置文」によって子孫一人に限り伝授されていたことが明白になった訳で、わが国産科史上重要な史料たることは疑いない。

しかも、その専売権を、織田政権ではなく足利義昭から保証されている事実は改めて注目に値する。なお奉者の一人撰津晴門は、幕府歴代に於て神宮方頭人や地方頭人、即位奉行・官途奉行等の重職にあたる家柄評定衆の撰津家（小林保夫氏「地方頭人考」本誌五八巻五号）の当主であって、奉行人ではない。晴門は永禄五年九月、伊勢貞孝の叛乱によって伊勢氏が断絶したさい政所執事の職を代行し（前掲拙稿「室町幕府最末期の京都支配」）、いわゆる頭人加判を以て重要事項の奉者に加わっているもので、二十三号の内容は本来政所執事の専権事項にかかると考えられる。

二十四号は織田信長の上洛以後、安芸氏が従来の知行地を改め

て足利義昭から安堵されたもの。二十五、二十六号は、足利義昭の近習三淵藤英・一色藤長の折紙で、両者が京都近郊でかかる安堵状を出すのは信長入京以降、天正元年以前と推定される（奥野高広氏『織田信長文書の研究』上）。なお二十六号の宛先進作は進士美作守の略であろう。その実名を案ずるに、『永禄六年諸役人付』（群書類従武家部）に見える進士美作守晴舎は永禄八年五月戦死している（『言継卿記』同月十九日条）からこれに充てることができず、その遺族ということになる。しかし万が一晴舎のこととすれば、逆に年季は永禄七年以前、上意は足利義輝ということに落着くが、なお後考に俟ちたい。二十九号によって、安芸氏の所領の一部は豊臣政権下でも安堵されたことが知られるが、近世の文書が不明なので、それ以降の変遷は現在のところ明らかにし得ない。ただ『皇国名医伝』その他によれば安芸貞俊は秀吉に仕え、その一族安芸道受も曲直瀬道三に学んでのち承応中に江戸幕府に仕官したとあり、典医としての道を歩んだものの如くである。

終りに当り、紹介の機会を与えられた北小路博央氏、守屋正氏、林屋辰三郎氏に深甚の謝意を表したい。